

# 民法改正に伴って

## 影響を受ける契約条項の要点解説

～3時間で理解する。実際のサンプルを用いた具体的な解説～

講師 <sup>たき</sup>滝 <sup>たくま</sup>琢磨 氏 TMI 総合法律事務所  
パートナー弁護士

日時 2019年7月3日(水) 午前9時30分～12時30分

平成29年5月、民法の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正は、民法制定以来、債権関係の規定について約120年ぶりとなる大幅な見直しを内容としており、学界及び実務における注目度は高いものとなっています。しかし、民法改正に伴って、実際の契約書をどのように見直すべきかを具体的に説明している書籍等はあまり多くなく、実務で契約を扱う担当者を悩ますポイントの一つになっています。

そこで、本セミナーでは、民法改正の概要の説明に加え、民法改正に伴って見直すべき契約条項について実際のサンプルを用いて具体的に解説いたします。

### 1 スケジュール

### 2 売買契約に関連するもの 【該当例】物品売買基本契約、不動産売買契約、債権譲渡契約など

- ①「隠れた瑕疵」から「契約不適合」へ
- ②担保責任ルールの拡大・一本化
- ③各種判断基準の明示
- ④軽微な債務不履行は解除不可
- ⑤債務者の帰責事由なくとも解除可能
- ⑥無催告解除の明文化
- ⑦危険負担制度の見直し
- ⑧到達主義の採用
- ⑨譲渡制限特約のルール見直し
- ⑩(債権譲渡)対抗要件のルール見直し
- ⑪(不動産売買)賃貸人たる地位の留保
- ⑫法定利率が変動利率に
- ⑬払込みによる弁済ルールの明文化
- ⑭到達擬制ルールの明文化
- ⑮協議合意による時効完成猶予
- ⑯経過措置

### 3 賃貸借契約に関連するもの 【該当例】土地賃貸借契約、建物賃貸借契約など

- ①存続期間の上限伸長
- ②敷金の規律明文化
- ③修繕義務の転嫁
- ④修繕権の明確化
- ⑤一部滅失と賃料減額
- ⑥一部滅失と解除
- ⑦収去・原状回復義務の明文化
- ⑧共通論点
- ⑨経過措置

### 4 保証契約に関連するもの

- ①一部保証契約に公正証書が必要
- ②個人根保証ルールの拡大
- ③保証債務の附従性(内容面)
- ④連帯保証の相対的効力の拡大
- ⑤保証人による主債務者の抗弁主張
- ⑥保証人に対する情報提供義務(1)
- ⑦保証人に対する情報提供義務(2)
- ⑧共通論点
- ⑨経過措置

### 5 請負契約に関連するもの

【該当例】業務委託契約(請負型)、システム開発委託契約、工事請負契約など⇒業務委託契約は混合型もあるため注意

- ①担保責任ルールの拡大・一本化
- ②利益割合に応じた報酬
- ③共通論点
- ④経過措置

### 6 委任契約に関連するもの

【該当例】業務委託契約(委任型)、管理委託契約、顧問契約、コンサルティング約など

- ①再委任の可否
- ②復受任者を選任した受任者の責任
- ③復受任者と委任者の権利義務関係
- ④報酬の支払時期
- ⑤履行割合に応じた報酬
- ⑥委任の解除
- ⑦共通論点
- ⑧経過措置

### 7 その他の契約類型、契約類型ごとの特徴・留意点

業務提携・合併契約 ソフトウェア開発委託契約 ライセンス契約、秘密保持契約 株式譲渡契約

### 8 定型約款

～質疑応答～

【講師紹介】取扱い業務は、民法改正対応のほか、インフラファンド、再生可能エネルギー、不動産ファイナンス、REIT、金融レギュレーション、M&A、インサイダー取引規制、LBOファイナンス、保険等。出版物は、「平成30年4月1日施行 金商法改正のポイント～フェア・ディスクロージャー・ルールを中心に～」(会社法務 A2Z)(2018年)、『100問100答 改正債権法でかわる金融実務』金融財政事情研究会(2017年)、「上場他社株の担保設定・実行に関する金融商品取引法上の諸問題[上・下]」旬刊商事法務(2017年)、『ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコンプライアンス 判例精選』有斐閣(2016年)、『金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の概要』金融財政事情研究会(2014年)、「平成25年インサイダー取引規制の見直しとM&A実務における留意点」MARR2014年2月特大号(232号)、「公募増資に関連したインサイダー取引事案等を踏まえた対応」旬刊商事法務10月25日号(2012号)、「AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し」旬刊商事法務9月5日号(2008号)等。2007年弁護士登録・TMI総合法律事務所勤務、2010年金融庁総務企画局市場課勤務、2013年TMI総合法律事務所復帰、2016年TMI総合法律事務所パートナー就任。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook: https://www.facebook.com/keichoken  
Twitter: https://twitter.com/#!/keichoken  
Blog: https://kinyu.co.jp/blog/

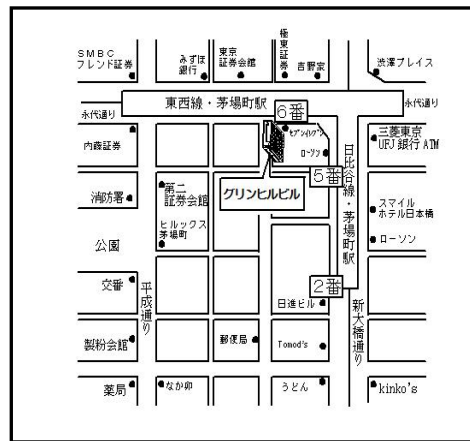


開催日

2019年7月3日(水)  
9:30~12:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,300円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいた  
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は  
その旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄  
からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下  
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に  
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し  
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご  
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料  
でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時  
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される  
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

民法改正に伴って  
影響を受ける契約条項の要点解説  
7/3

### ◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

\*セミナーコード 1200(Law-k191200)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。